

エネルギー供給構造高度化法の 新たな判断基準(告示)案について

—平成26年度以降の3年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準(告示)案—

平成26年6月
資源エネルギー庁

見直しのポイント1：装備率の定義の変更①

- 石油業界を取り巻く事業環境については、(1)原油調達、(2)国内の石油需要、(3)各社の成長戦略といった点で旧い判断基準(告示)施行時点から大きく変化。
- こうした変化に柔軟に対応しつつ、「原油等の有効利用(＝原油一単位から少しでも多くの白油を取り出すこと)」を促進していくため、新たな判断基準で(告示)は、「残油処理装置」の装備率(常圧蒸留装置の能力に対する残油処理装置の能力の比率を指す。)の向上を各社に求めるものとする。

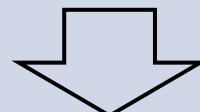
旧・判断基準施行時点(2010年)

【事情環境認識】

- ・原油の重軽価格差拡大の見通し
- ・石油製品需要全体が減少する中で特に重油需要が著しく減少(石油製品需要の白油化) 等

【問題意識】

- ・比較的廉価な重質油を分解して高附加值なガソリン等を生産することにより、ガソリン等の得率を高めることが急務。



- ・「重質油分解装置」の装備率の向上による「原油等の有効利用」促進を実施。

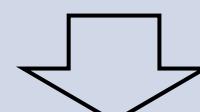
現状

【事情環境認識】

- ・シェールオイルの増産見込み(軽質原油の調達可能性)
- ・更なるガソリン等の製品マージンの低下
- ・各社の成長戦略の多様化(石化シフト、輸出強化、海外展開、総合エネルギー企業化 等) 等

【問題意識】

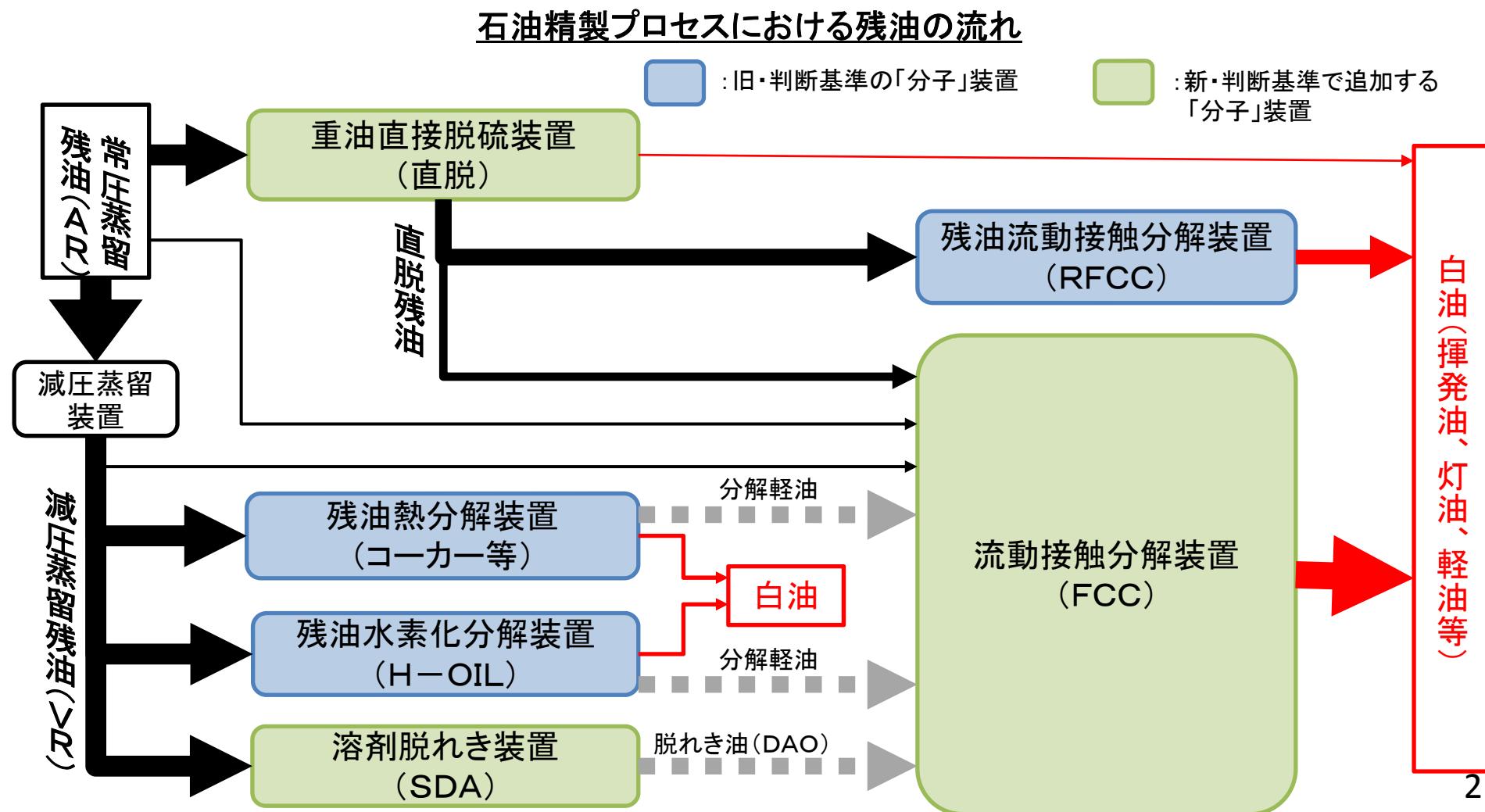
- ・各社が上記の事業環境を踏まえ、石化シフトや輸出の強化、総合エネルギー企業化など多様な戦略を選択する中、「重質油分解装置」の装備率に固執せず、各社の成長戦略や設備特性に沿った制度設計が必要。



- ・「残油処理装置」の装備率の向上による「原油等の有効利用」促進を実施。

見直しのポイント1：装備率の定義の変更②

- 「残油処理装置」とは、「残存物」になりうる「常圧蒸留残油」又は「減圧蒸留残油」を処理し、これら「残油」から白油を生産することに貢献する装置。
- 具体的には、旧・判断基準で定義した①「重質油分解装置」(残油流動接触分解装置(RFCC)、熱分解装置(コーラー等)、残油水素化分解装置(H-Oil))に、新たに②重油直接脱硫装置(直脱)、③流動接触分解装置(FCC)、④溶剤脱れき装置(SDA)を加える。



見直しのポイント2:目標への対応方法

(1)分子対応(残油処理装置の新設・増設)

○「柔軟な生産体制」(石油製品・石化製品の生産切替え体制など)の構築による、「原油等の有効利用」の実質的な改善効果及び石油の安定供給への配慮を要件として追加。

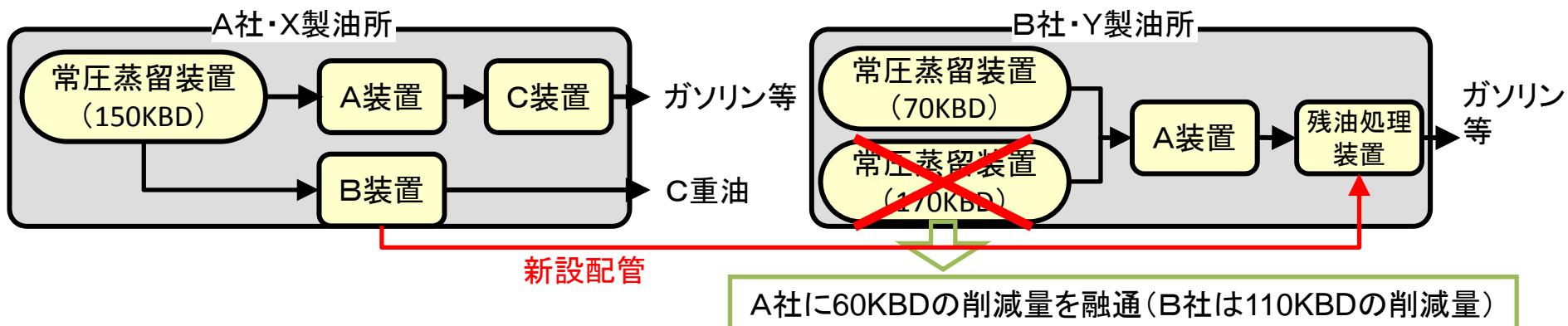
(2)分母対応(常圧蒸留装置の削減)

○公称能力の削減も認めるなど、製油所運営の現状に即した見直しを追加。

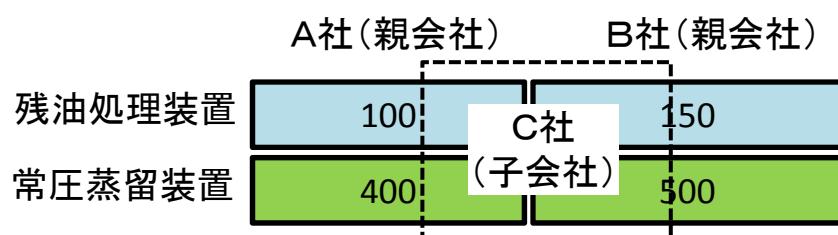
(3)連携による対応

○①連携等による設備能力の融通措置を認める、②事業再編等を進める場合、必要に応じて本則に「準ずる措置」を講ずることを認めるなど、企業が連携に取り組む場合の措置を導入。

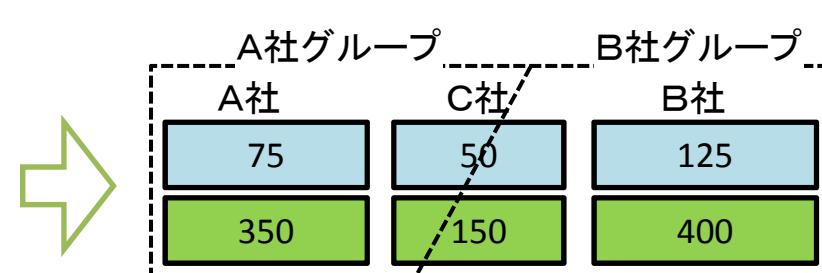
【連携対応の例:B社の常圧蒸留装置の処理能力の削減量を案分】



【グループ対応の例:子会社C社を案分】



・A社・B社が一部製油所を切り出して、C社を設立



・A社・B社ともC社とグループを組んで高度化法に対応する場合、C社の分子・分母を任意の割合で案分できる。³

見直しのポイント3:装備率の改善目標・取組期間・事業再編方針の提出・フォローアップ

○2014年3月31日時点で我が国石油精製業全体の残油処理装置の装備率は45%程度。今後の需要見通し等も踏まえ、この装備率を50%程度まで向上させることを目指すものとし、個々の企業の目標改善率は以下の通りとする。なお、各社がすべて常圧蒸留装置の能力削減で対応した場合、日本全体としては現在の約395万BDの精製能力から約40万BDの能力が削減されることとなる。

装備率	改善率
45%未満	13%以上
45%以上55%未満	11%以上
55%以上	9%以上

○最終目標達成期限は2017年3月31日とする(約3年間の取組期間)が、段階的な取組も含め、可及的速やかな目標達成に取り組むものとする。

○石油精製業者は、目標達成のための具体的計画(原油等の有効利用目標達成計画※)において、設備最適化の基盤となる事業再編の方針も併せて示し、必要に応じて見直しを行いつつ、その取組状況を目標達成状況とともに定期的に経済産業大臣に報告するものとする。

※省令により、計画提出期限を平成26年10月31日と定める予定。

＜参考＞新・判断基準と旧・判断基準の対照表(1／3)

	新・判断基準	旧・判断基準																
(1) 対応期限	最終目標達成期限は2017年3月31日(段階的な取組も含め、可及的速やかな目標達成に取り組むものとする。)	2013年度末 (2014年3月31日)																
(2) 装備率 の定義	<p>①分子 残油流動接触分解装置(RFCC)、残油熱分解装置(コーカー等)、残油水素化分解装置(H-OIL)、流動接触分解装置(FCC)、重油直接脱硫装置、溶剤脱れき装置(SDA)</p> <p>②分母 常圧蒸留装置(コンデンセートスプリッターを含む)</p>	<p>①分子 RFCC、コーカー等、H-OIL</p> <p>②分母 常圧蒸留装置(コンデンセートスプリッターを含む)</p>																
(3) 改善率	<p>①国全体の装備率を<u>45%程度から50%程度</u>に向上 ②各社の目標は以下の通り</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">計画提出時の装備率</th> <th style="width: 50%;">目標とする改善率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>45%未満</u></td> <td><u>13%以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>45%以上55%未満</u></td> <td><u>11%以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>55%以上</u></td> <td><u>9%以上</u></td> </tr> </tbody> </table>	計画提出時の装備率	目標とする改善率	<u>45%未満</u>	<u>13%以上</u>	<u>45%以上55%未満</u>	<u>11%以上</u>	<u>55%以上</u>	<u>9%以上</u>	<p>①国全体の装備率を10%程度から13%程度に向上 ②各社の目標は以下の通り</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">計画提出時の装備率</th> <th style="width: 50%;">目標とする改善率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>10%未満</u></td> <td><u>45%以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>10%以上13%未満</u></td> <td><u>30%以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>13%以上</u></td> <td><u>15%以上</u></td> </tr> </tbody> </table>	計画提出時の装備率	目標とする改善率	<u>10%未満</u>	<u>45%以上</u>	<u>10%以上13%未満</u>	<u>30%以上</u>	<u>13%以上</u>	<u>15%以上</u>
計画提出時の装備率	目標とする改善率																	
<u>45%未満</u>	<u>13%以上</u>																	
<u>45%以上55%未満</u>	<u>11%以上</u>																	
<u>55%以上</u>	<u>9%以上</u>																	
計画提出時の装備率	目標とする改善率																	
<u>10%未満</u>	<u>45%以上</u>																	
<u>10%以上13%未満</u>	<u>30%以上</u>																	
<u>13%以上</u>	<u>15%以上</u>																	

＜参考＞新・判断基準と旧・判断基準の対照表(2／3)

	新・判断基準	旧・判断基準
(4) 処理能力 の起算点	<p>①旧・判断基準の目標達成者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2014年3月末時点で提出されている「原油等の有効利用目標達成計画(目標達成計画)」における処理能力及び当該計画に記載されていない装置については当該時点で公表されている処理能力。 <p>②旧・判断基準の目標未達成者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧・判断基準の目標達成時点で提出されている目標達成計画における処理能力及び当該計画に記載されていない装置については目標達成時点で公表されている処理能力。 <p>以上①、②については、2014年3月末時点で新設又は増設を公表している残油処理装置の処理能力を算入。</p> <p>③2014年末時点で原油等の使用量が300万kI未満の石油精製業者の原油等の使用量が300万kI以上になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原油等の使用量が300万kI以上になった事業年度末において、石油備蓄法上届け出されている処理能力及び届け出られていない装置については当該時点で公表されている処理能力。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年4月1日時点の石油備蓄法上、届け出られた装置能力 ・ただし、常圧蒸留装置の場合、過去3年において、能力を減ずる届出をした場合は、過去3年における最大の装置能力 ・また、重質油分解装置の場合、2010年4月1日時点で建設中の重質油分解装置の装置能力も処理能力として算入。

＜参考＞新・判断基準と旧・判断基準の対照表(2／3)

	新・判断基準	旧・判断基準
(5)分子での対応	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>「柔軟な供給体制」(石油製品・石化製品の生産切替え体制など)の構築による、「原油等の有効利用」の実質的な改善効果及び石油の安定供給への配慮を要件として追加</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・相応の改良工事を伴うことや当該装置の稼働が向上することが要件
(6)分母での対応	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>公称能力の削減も可</u> ・①常圧蒸留装置の廃棄に伴う残油処理装置の廃棄や、②主に石油化学製品を生産するためのコンデンセート・スプリッターの新設について、経済産業大臣は、目標達成状況を判断する際、その影響を考慮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄のみ(<u>公称能力の削減は不可</u>)
(7)事業再編促進措置	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>基本的考え方</u>」として判断基準前文に「<u>事業再編促進</u>」という方向性を明記し、「<u>事業再編促進</u>」が判断基準の運用方針であることを明らかにする。 <p style="margin-top: 10px;"><具体的措置></p> <p><u>①共同対応の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数企業で2以上の製油所の連携体制を構築し、そのうちの1つの製油所の原油処理能力を削減(又は残油分解装置を新增設)した場合、その削減量(新增設量)を当該企業間で融通できる。 <p><u>②グループ会社対応の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に共通の子会社を有する複数の親会社が当該子会社をグループ化する場合、共通の子会社の分子・分母を任意の割合で案分できる。 	<ul style="list-style-type: none"> (・親子会社又は兄弟会社であればグループとして対応可。)

＜参考＞新・判断基準と旧・判断基準の対照表(3／3)

	新・判断基準	旧・判断基準
(8)事業再編促進措置(続き)	<p>③事業再編等を進める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の事業者と共同で産業競争力強化法上の「事業再編計画」や「特定事業再編計画」の認定を受けるなど、他事業者と共同で石油精製業の経営基盤強化に資する事業計画を進める石油精製業者については、本則に基づく措置の実施を原則とするが、本則に基づく措置の実施により、当該事業計画の実現が困難になり、原油等の有効利用や我が国の石油の安定的かつ適切な供給の確保が妨げられると考えられ、「本則に準ずる措置」の実施が適切と認められる場合には、その「本則に準ずる措置」を実施するものとする。 ・上記の判断にあたり、経済産業大臣は必要と認める場合には総合資源エネルギー調査会の意見を聴く。 	
(9)一社一製油所特例	<ul style="list-style-type: none"> ・あり ・「本則に準ずる措置」については旧・判断基準での取組状況(装備率の改善状況や残存物の発生状況等)や我が国の石油の安定的かつ適切な供給の確保に対する影響も考慮して認める。 ・上記の判断にあたり、経済産業大臣は必要と認める場合には総合資源エネルギー調査会の意見を聴く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あり(一の製油所のみを有する石油精製業者が本則対応を実施した場合、我が国の石油の安定的かつ適切な供給に支障を来す場合、本則に「準ずる措置」を講ずることを認める)
(10)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業大臣は、新・判断基準の運用に当たって、石油精製業者のそれぞれの成長戦略に基づく取組への影響にも留意する。 	